

第1部

計画策定について

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

東京都高齢者保健福祉計画は、大都市東京の特性を活かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって、住み慣れた地域で、自分らしく、生き生きと暮らせる安全・安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

今回の策定に当たっては、平成27年（2015年）に「団塊の世代¹」が65歳以上となり、都民のおよそ4人に1人が高齢者となる超高齢社会への備えを固めるため、平成27年の東京の高齢者像を念頭に、現時点で取り組むべき施策を明らかにしました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成しています。

前期計画まで一体的に策定していた老人保健計画については、老人保健法の廃止により策定義務はなくなりましたが、福祉保健施策を一体的・総合的に推進することが引き続き必要であることから、保健事業も包含した計画となっています。

また、本計画は、東京都保健医療計画（平成20年3月改定）など、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画及び区市町村による老人（保健）福祉計画及び介護保険事業計画とも整合を図りつつ作成しています。

なお、本計画については、介護保険事業推進委員会等を活用し、事業の達成状況等について進行管理していきます。

¹ 団塊の世代

戦後間もない昭和22年～昭和24年（1947年～49年）のいわゆるベビーブーム時代の3年間に生まれた世代のこと。堺屋太一氏が小説「団塊の世代」（1976年）で命名した。昭和19年～昭和21年生まれを「プレ団塊の世代」、昭和25年～昭和28年生まれを「ポスト団塊の世代」と呼ぶこともある。

第3節 区市町村と東京都の役割

1 区市町村の役割

介護保険の運営をはじめ、多くの福祉保健施策は、サービス利用者や住民に最も身近な区市町村が中心となって行っています。

区市町村には、今後の超高齢社会に向け、地域の特性と実情に応じた施策を展開していくことがこれまで以上に求められます。

2 東京都の役割

都は、区市町村が、地域特有のニーズを捉え、実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援していきます。

また、広域的な利用を前提とした施設等の整備や人材育成などの基盤づくりを、区市町村や事業者との役割分担を踏まえつつ進めていきます。

第4節 計画期間

本計画は、社会経済情勢の推移、東京の高齢者を取り巻く状況、介護サービスの利用状況及び国の施策動向を踏まえて、3年を1期とする計画として策定し、平成21年度から平成23年度までを計画期間とします。

前期計画は、平成17年度（2005年度）において、10年後の平成27年度（2015年度）を見据えつつ、最初の3年間である平成18年度から平成20年度までを計画期間としました。本計画は平成27年度を見据えた中間の3年間の計画となります。

なお、平成12年度から実施された介護保険制度では、3年間を1期とする事業運営期間を設定しており、本計画期間は、その第4期目に該当するものです。

<計画期間>

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
第1期 計画						→									
第2期 計画					←	→									
第3期 計画							←	→							
第4期 計画									←	→					
第5期 計画											←	→			

平成27年度を見据えた中間の計画